

令和 7 年度保育技術研修会実施要項

1 目 的

幼児一人一人を理解し、その発達課題や特性に応じた保育を進めるために必要な保育の専門技術を身に付ける。

徳島教育大綱及び徳島県教育振興計画（第 4 期）との関連について
重点項目Ⅱ－推進項目 4－⑨人格形成の基礎を培う幼児教育の振興・充実

【関連する「幼稚園等教諭教員育成指標モデル」の資質・能力の項目】

- 保育力「B 保育構想力」
- 担任力「A 幼児理解・指導力」

2 主 催 徳島県教育委員会

3 期 日 令和 7 年 6 月 2 6 日（木）

4 会 場 徳島県立総合教育センター 3 階 研修室 1 板野郡板野町犬伏字東谷 1－7 電話 088-672-5000

5 参加者 幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校（幼稚部）等において、原則として、教職経験が 5 ～ 1 0 年程度の教諭、保育教諭及び保育士で受講を希望する者。

6 日 程

- 13:00～13:15 受 付 【3 階研修室 1 入り口】
- 13:15～13:20 開会、イントロダクション
- 13:20～15:50 講義・演習 「幼児理解の具体的方法と保育の実践」
徳島県保育・幼児教育アドバイザー 新田 陸子 先生
- 15:50～16:00 リフレクション、閉会

7 参加者の申込み

受講者本人による Plant からの申込み（幼稚園教諭・保育教諭等で Plant を利用していない場合は除く）の後、各園長の承認をもって申込みの完了となる。

8 提出課題

- ・子どもが人やものに関わって、夢中になって遊んでいる一場面を写真（1 枚）に撮り、別紙様式に添付し、必要事項を記入の上、提出する。
- ・別紙様式は徳島県保育・幼児教育センターの Web サイトからダウンロードすること。
【 徳島県保育・幼児教育センター <https://youjikyoku.tokushima-ec.ed.jp> 】
- ・資料作成にあたっては、子どもの個人情報の取扱いについて留意し、貴園・所の管理職の了承を得て提出すること。

【提出先】徳島県教育委員会義務教育課 gimukyoku_1@g.tokushima-ec.ed.jp

【締切り】令和 7 年 6 月 1 9 日（木）正午

9 そ の 他

- （1）日程や準備物等の変更があることも想定されますので、研修の実施日の数日前に、最新の実施要項を確認してください。
- （2）やむを得ず欠席する場合は、あらかじめ管理職（緊急の場合は本人）が徳島県教育委員会義務教育課の担当者まで電話連絡し、管理職は速やかに欠席届を「徳島県教育委員会義務教育課長」にメールに添付して提出してください。送付は、園のメールアドレスもしくは管理職のメールアドレスから行うようにしてください。欠席届の様式は、徳島県保育・幼児教育センターの Web サイトからダウンロードできます。公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園におい

ては、送付文書（かがみ）を添付し、所管の市町教育委員会又は児童福祉担当部局へもメールに添付して提出してください。

【提出先】徳島県教育委員会義務教育課 gimukyouiku_1@g.tokushima-ec.ed.jp

- (3) 研修当日、出発地又は研修会場までの経路を含む地域に、特別警報又は暴風警報、大雪警報が発表されたことにより旅程に支障がでる場合は、管理職を通して電話連絡してください。欠席の場合は(2)の手順に従ってください。
- (4) 服装は、研修にふさわしい服装で参加してください。エコスタイル（ノー上着・ノーネクタイ等）で結構です。
- (5) 研修当日、午前10時の時点で、研修会場を含む地域（総合教育センターの場合は「板野町」地域）に、特別警報又は暴風警報が発表中の場合は、その日の研修講座等は中止します。後日、振り替えて実施することはありません。
- (6) 本研修講座は、ミドルリーダー研修受講者が選択する研修講座として受講可能な研修講座です。

《担当者》 徳島県教育委員会義務教育課 得野 真琴 088-621-3196